

岩手県告示第 781 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項の規定により、法第 3 条第 1 項の許可を次のとおり取り消した。

平成 18 年 7 月 14 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1(1) 処分をした年月日 平成 18 年 6 月 2 日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社藤根工業
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市東和町土沢 7 区 2 番地
 - ウ 代表者の氏名 藤根浩貴
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－16）第 1786 号
- (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、塗装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 6 月 1 日付けで建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、塗装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日 平成 18 年 6 月 2 日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社藤根工業
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市東和町土沢 7 区 2 番地
 - ウ 代表者の氏名 藤根浩貴
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（特－16）1786 号
- (3) 処分の内容 土木工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 6 月 1 日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 3(1) 処分をした年月日 平成 18 年 6 月 5 日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 須田建設
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市胆沢区若柳字明神下 52
 - ウ 代表者の氏名 須田清
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－17）第 1958 号
- (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 5 月 10 日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 4(1) 処分をした年月日 平成 18 年 6 月 29 日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 司工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市前九年三丁目 10 番 14 号
 - ウ 代表者の氏名 阿部司
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－13）第 2828 号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 6 月 28 日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成 18 年 5 月 31 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 沢博士建

イ 主たる営業所の所在地 宮古市大字崎鉾ヶ崎第 9 地割 14 番地 3

ウ 代表者の氏名 沢内博

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-14)第 4503 号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 5 月 29 日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成 18 年 6 月 23 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 西沢鉄建

イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡川井村大字川井第 2 地割 185 番地 7

ウ 代表者の氏名 西沢亮治

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-14)第 5689 号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 6 月 15 日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成 18 年 6 月 20 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社勝栄建設

イ 主たる営業所の所在地 岩手郡滝沢村滝沢字菓子 1209 番地 8

ウ 代表者の氏名 佐藤正明

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-14)第 7439 号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 6 月 16 日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 平成 18 年 6 月 8 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社村上吹付工業

イ 主たる営業所の所在地 岩手郡滝沢村鶴飼字外久保 49 番地 20

ウ 代表者の氏名 村上和子

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第 7557 号

(3) 処分の内容 左官工事業及び塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 6 月 7 日付けで左官工事業及び塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 平成 18 年 6 月 22 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 東北配電工事株式会社

イ 主たる営業所の所在地 一関市室根町折壁字八幡沖 162 番地

ウ 代表者の氏名 千葉忠

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-13)第 7851 号

(3) 処分の内容 消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 6 月 12 日付けで消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 平成 18 年 6 月 13 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 池田建設株式会社

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市流通センター北一丁目 8 番 1 号

ウ 代表者の氏名 池田弘

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-13)第 7882 号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 6 月 13 日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 平成 18 年 6 月 2 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 畠山建設

イ 主たる営業所の所在地 九戸郡軽米町大字軽米第 22 地割 44 番地 49

ウ 代表者の氏名 畠山武美

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-14)第 8221 号

(3) 処分の内容 土工事業、とび・土工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 6 月 1 日付けで土工事業、とび・土工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

12(1) 処分をした年月日 平成 18 年 6 月 15 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社中央建機土木

イ 主たる営業所の所在地 花巻市中根子字堂前 3 番地 1

ウ 代表者の氏名 奥山正広

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第 8383 号

(3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 6 月 14 日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

13(1) 処分をした年月日 平成 18 年 6 月 23 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社水道センター

イ 主たる営業所の所在地 奥州市胆沢区南都田字林福野 4 番地 10

ウ 代表者の氏名 高橋正

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-13）第 8709 号

(3) 処分の内容 とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及びしゅんせつ工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 6 月 19 日付けでとび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及びしゅんせつ工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

14(1) 処分をした年月日 平成 18 年 6 月 13 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社浅沼鋳金工業所

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市下飯岡 12 地割 40 番地

ウ 代表者の氏名 浅沼勝徳

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-13）第 9643 号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 6 月 13 日付けで建築工事業、大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

15(1) 処分をした年月日 平成 18 年 6 月 12 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 住田ルーフ有限公司

イ 主たる営業所の所在地 気仙郡住田町世田米字川向 112 番地 2

ウ 代表者の氏名 佐々木義村

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-14）第 9763 号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 6 月 8 日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

16(1) 処分をした年月日 平成 18 年 6 月 28 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 藤尾建築板金

イ 主たる営業所の所在地 紫波郡紫波町土館字沖田 72 番地

ウ 代表者の氏名 藤尾忠俊

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-16）第 20011 号

(3) 処分の内容 屋根工事業及び板金工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 6 月 28 日付けで屋根工事業及び板金工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

17(1) 処分をした年月日 平成 18 年 6 月 29 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社シビル建設

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市みたけ三丁目 8 番 40 号

ウ 代表者の氏名 安江雅彦

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-16）第 20013 号

(3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 6 月 29 日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

18(1) 処分をした年月日 平成 18 年 6 月 23 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 高島表具内装店

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市南大通三丁目 4 番 21 号

ウ 代表者の氏名 高嶋誠

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-14)第 20262 号

(3) 処分の内容 内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 6 月 23 日付けで内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。